

議案第七十七号

港区立区民斎場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立区民斎場条例の一部を改正する条例

港区立区民斎場条例（平成八年港区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「に定める」を「の範囲内において区規則で定める」に改める。

第十九条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

別表第一中「三七、〇〇〇円」を「四三、一〇〇円」に、「四〇、〇〇〇円」を「四二、二〇〇円」に改める。

別表第二中「六、二〇〇円」を「一、四〇〇円」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立区民斎場条例第十六条第五項、別表第一及び別表第二の規

定は、平成二十九年四月一日以後の使用分について適用し、同日前の使用分（同年三月三十一日午後四時から同年四月一日午前八時三十分までの式場の使用分及び同年三月三十一日から同年四月一日にかけての仮安置施設の使用分を含む。）については、なお従前の例による。

（説明）

区民斎場の使用料を改定するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。